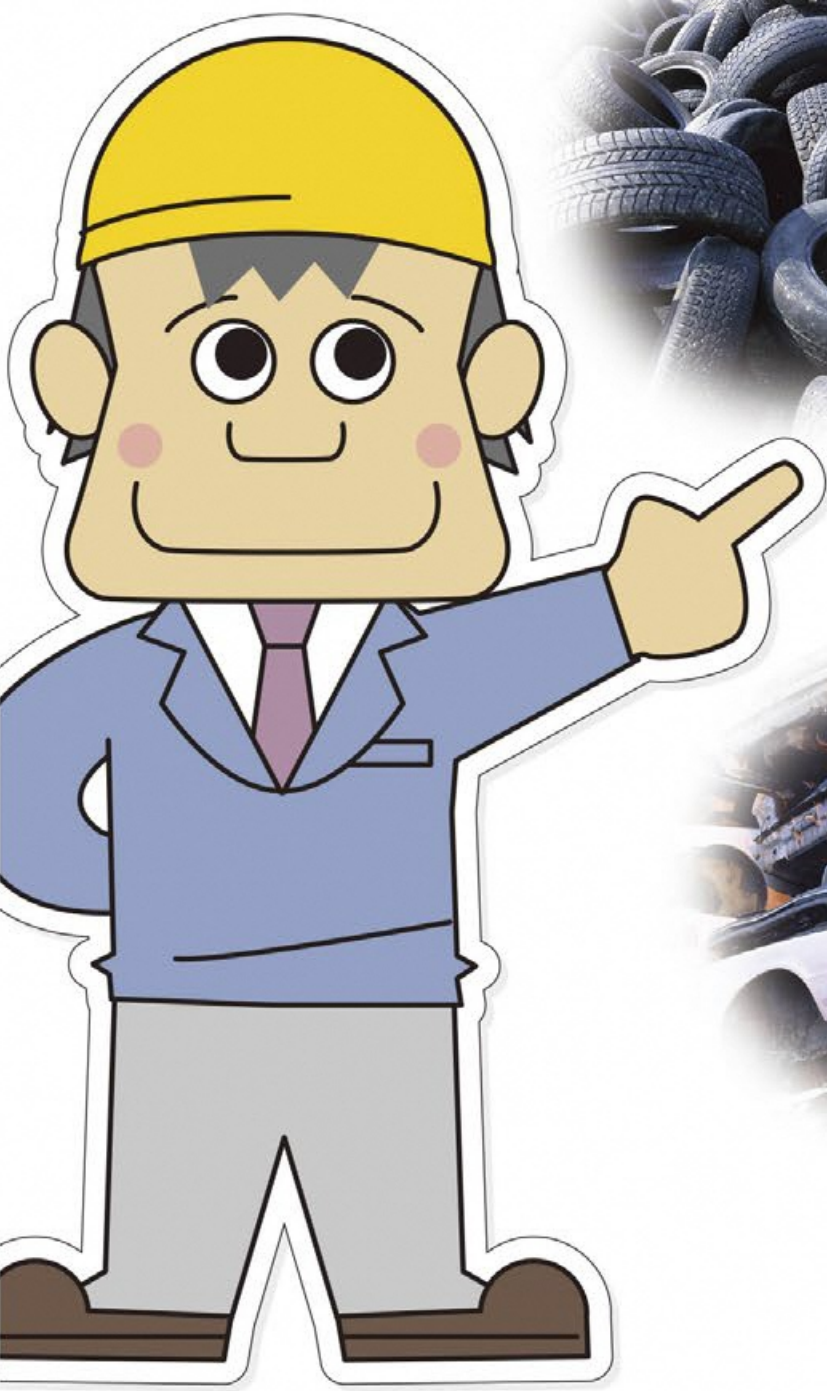




SHIZUOKA

排出事業者のための 廃棄物処理法



[目 次]

1	循環型社会の構築を目指して	1
2	排出事業者の責任とは	2
	①事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理	
	②再生利用による廃棄物の減量化	
	③廃棄物の減量化・適正処理への協力	
	④排出事業者の責務の範囲	
	⑤不法投棄の責任	
	⑥減量計画の作成	
	⑦建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の排出事業者	
	⑧責任者の選任や各種の報告等の義務	
3	排出事業者がしなければならないこと	6
	1 産業廃棄物を排出するときは…	
	・保管基準	8
	・事業場外保管	9
	・特別管理産業廃棄物管理責任者	9
	・特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿の備付と保存	10
	・産業廃棄物管理責任者の設置	11
	2 産業廃棄物を自ら運搬するときは…	
	・収集・運搬基準	12
	3 産業廃棄物を自ら処分するときは…	
	・処分基準	15
	・産業廃棄物処理責任者と技術管理者の設置	17
	・定期検査と維持管理計画及び情報の公表	18
	・産業廃棄物処理実績報告書の提出	19
	・産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿の備付と保存	19
	・事故時の措置	19
	・最終処分場の維持管理積立金	19
	4 産業廃棄物の処理を委託するときは…	
	・委託基準	20
	・委託先の実施確認	22
	・マニフェストの交付又は登録	23
	5 マニフェストを交付した時は…報告	
	・マニフェスト交付状況報告	27
	6 多量の産業廃棄物を排出したときは…計画と報告	
	・産業廃棄物処理計画・報告の作成と提出	28
	7 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理	29



法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号)

規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年厚生省令第35号)

条例
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
(平成19年県条例第32号)

令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(昭和46年政令第300号)

細則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
(平成4年県規則第63号)

条例施行規則
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則
(平成19年県規則第48号)

※法令等は令和4年3月1日現在のものです。
※細則・条例・条例施行規則は県のホームページ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/index.htm>) からダウンロードできます。



1

循環型社会の構築を目指して

我が国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、いわゆる循環型社会の構築が大きな課題となっています。他方、廃棄物の不法投棄の増加や最終処分場の残余量の逼迫など深刻な問題があります。

このため国は、**①廃棄物の発生を抑制し、②限りある資源を循環して利用し、③発生した廃棄物については適正な処分が行われる循環型社会を目指して**、循環型社会形成推進基本法の制定など、廃棄物及びリサイクルに関する法体系を整備しています。

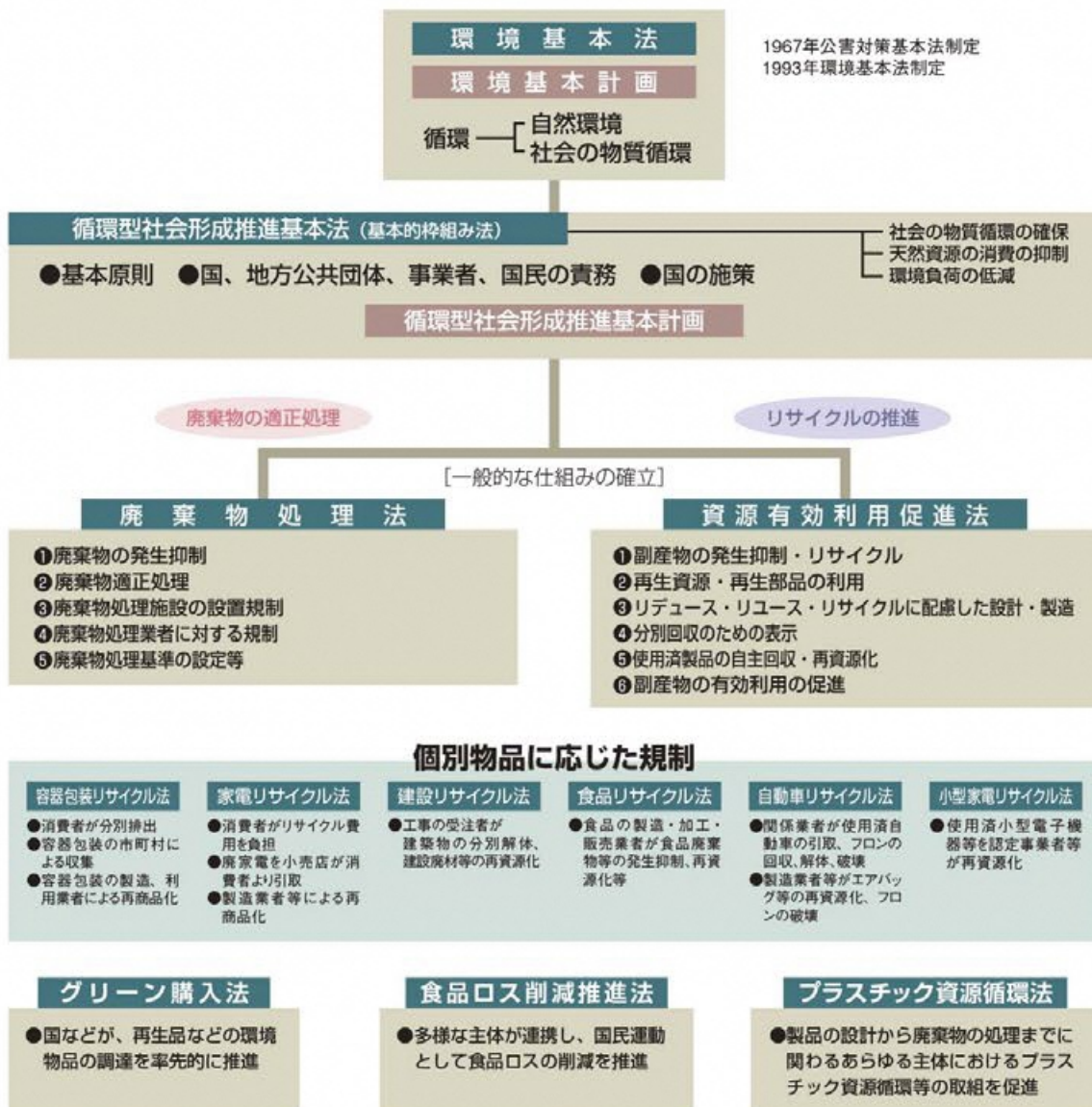
循環型社会形成推進基本法

は、排出者責任、拡大生産者責任の考え方を導入し、また、

- ①発生抑制（リデュース）
- ②再使用（リユース）
- ③再生利用（マテリアル・リサイクル）
- ④熱回収（サーマル・リサイクル）
- ⑤適正処分

と処理の優先順位を定めています。

〈循環型社会形成推進のための法体系〉



2

排出事業者の責任とは

① 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

〈法第3条第1項〉

排出事業者は、自らの事業活動に伴って発生する廃棄物に関し、発生状況や性状等を最も的確に把握できる立場にあります。したがって、事業活動に伴って発生する廃棄物を、法に定める**保管基準**（➡P8参照）や**処理基準**（➡P12～17参照）に従い、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

運搬又は処分を他人に委託することができますが、この場合には、産業廃棄物処理業者などの産業廃棄物の処理を行うことができる者に対し、**委託基準**（➡P20・21参照）に従って委託しなければなりません。

② 排出事業者は、再生利用による廃棄物の減量化などに努めなければなりません。

〈法第3条第2項〉

排出事業者は、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めるとともに、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発や適正な処理の方法についての情報を提供するなどして、それらが廃棄物となった場合でも、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

③ 排出事業者は、廃棄物の減量化や適正処理のために講じられる国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

〈法第3条第3項〉

国は、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化や適正処理のための総合的かつ計画的な推進のため「基本方針」を定めることとされています。

都道府県では、この基本方針に即して、都道府県内における廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理計画」を策定することとされています。

排出事業者は、この基本方針や都道府県廃棄物処理計画に基づく施策に協力しなければなりません。





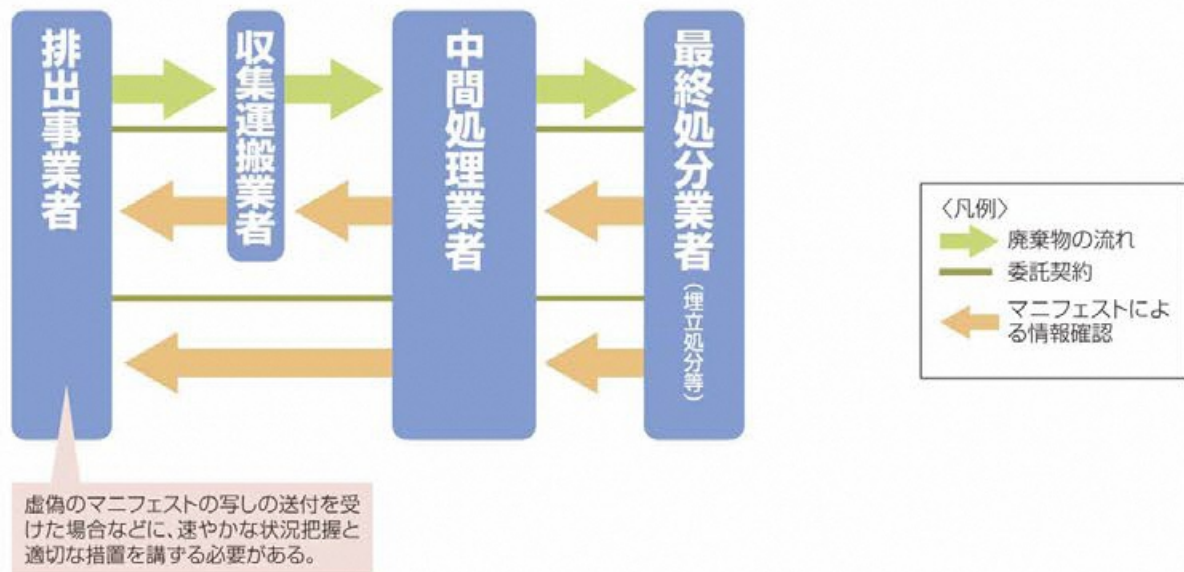
④ 排出事業者の責務は、産業廃棄物が最終処分されるまで続きます。

〈法第12条第7項・第12条の2第7項・第12条の3第8項〉

産業廃棄物の運搬や処分を委託した排出事業者は、**マニフェスト**（⇒P23～27参照）などにより、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません（中間処理業者には、排出事業者に対し、最終処分が終了した旨を記載したマニフェストの写しを送付することが義務付けられています。）。

送付を受けたマニフェストの写しの内容が間違っていたり、記載されていなかったり、産業廃棄物処理業者から処理困難の通知を受けたとき、期限までにマニフェストの写しを送付されなかった場合には、運搬又は処分の状況を把握するとともにその処理業者への指示や催促、都道府県知事（又は政令で定める市の長）への報告書の提出など、適切な措置を講じなければなりません。

以上の義務を果たしていないときは、必要な措置を講じるよう勧告が行われ、勧告に従わない場合には、公表さらには措置を講じるよう命令が行われることがあります。



⑤ 不法投棄の責任が、排出事業者にまで及ぶ場合があります。

〈法第19条の5・第19条の6〉

委託基準又はマニフェストに関する義務に違反し、産業廃棄物の不法投棄があったときは、その排出事業者も**措置命令**（※）の対象になります。

また、委託契約やマニフェスト交付等が適正であっても、適正な処理費用を負担していないときや不法投棄を知りつつ委託したときなどには、排出事業者が措置命令の対象になることがあります。

※不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれがあるときに、その支障の除去あるいは支障発生の防止措置を都道府県知事（又は政令で定める市の長）が命令すること。



⑥多量排出事業者は、減量計画を作成しなければなりません。

〈法第12条第9項・10項・第12条の2第10項・11項〉

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン/年以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン/年以上）の事業者は、廃棄物の減量などに関する計画を策定し、その実施状況を都道府県知事（又は政令で定める市の長）に報告しなければなりません（→P28参照）。

また、計画を提出しなかったり、虚偽の記載をして提出した者は、20万円以下の過科に処されることがあります。

⑦建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、当該建設工事の注文者から直接工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）が、排出事業者となります。

〈法第21条の3第1項〉

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、元請業者が当該工事に係る産業廃棄物の排出事業者として、適正に処理する責任が生じます。

また、下請業者に収集運搬等を委託する場合、下請業者は収集運搬等の許可が必要となります。

⑧このほか、排出事業者には、責任者の選任や各種の報告等が義務付けられています。

〈法第12条・第12条の2、条例第8～10条〉

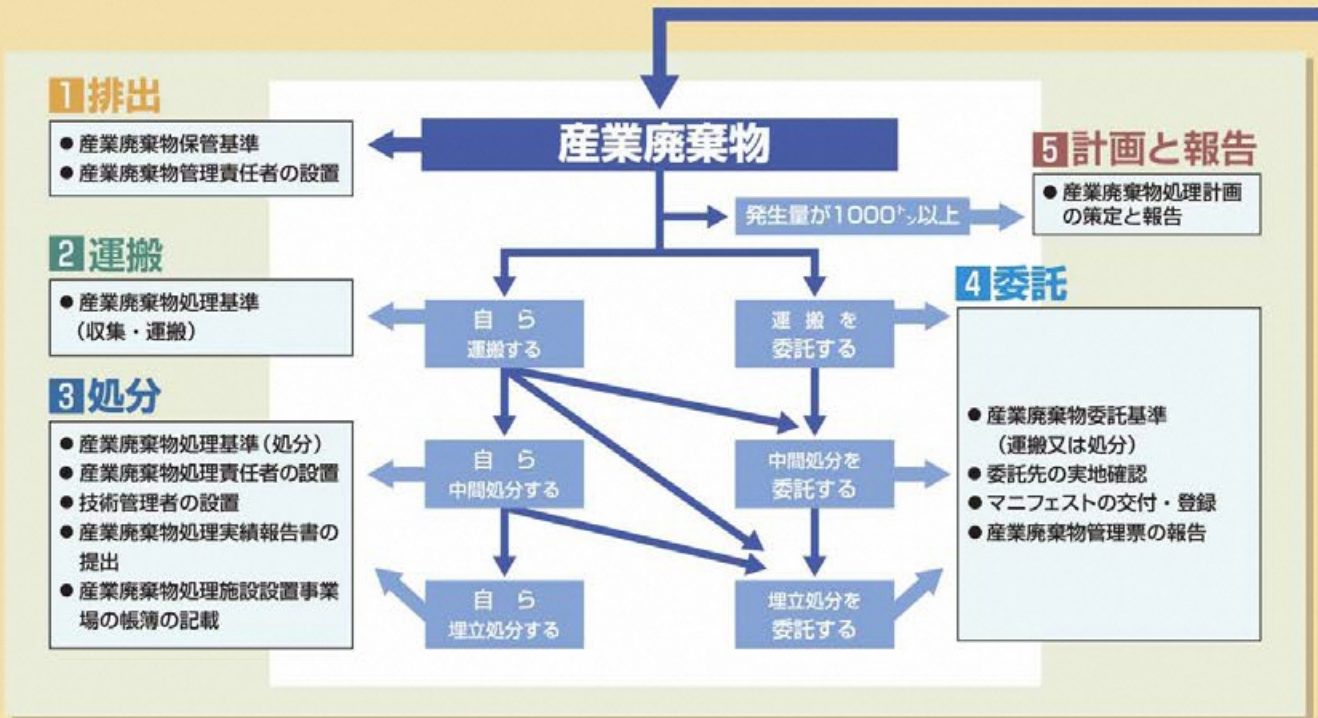
- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 特別管理産業廃棄物管理責任者 | （→P10参照） |
| 2. 特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿記載 | （→P11参照） |
| 3. 産業廃棄物管理責任者 | （→P11参照） |
| 4. 産業廃棄物処理責任者 | （→P17参照） |
| 5. 技術管理者 | （→P17参照） |
| 6. 産業廃棄物処理実績報告書 | （→P19参照） |
| 7. 産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿記載 | （→P19参照） |
| 8. 産業廃棄物処理の委託先の実施確認 | （→P22参照） |
| 9. マニフェスト交付状況の報告 | （→P27参照） |



3

排出事業者がしなければならないこと

あなたの事業場が



産業廃棄物

事業活動に伴って発生する産業廃棄物は、法において次の20種類と定められています

燃え殻	焼却残灰、炉清掃時の掃出物、重油燃料灰 等
汚泥	製紙汚泥、活性汚泥 (余剰汚泥)、糊かす等有機性のもの、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、ボンデかす、灰ソルト、けい藻土かす、排煙脱硫石こう、廃白土等無機性のもの
廃油	鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤 (シンナー、トリクロロエチレン等)、廃ウエス 等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、アルコール醗酵廃液、各種有機廃酸等すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等の合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
紙くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から排出される紙くず
木くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品 (家具を含む) 製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から排出される木くず (おがくず、木皮を含む)、貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) に係る木くず
繊維くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) から排出されるもの (木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず)
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出されるもの (魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、腐菌体等)
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムのくず
金属くず	切削くず、ドライ粉、はんだかす、溶接かす、古鉄スクラップ 等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず 等
鋳さい	キューボランロ、アルミノロ、鈍物廃砂 等
がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず等工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじん等で集じん施設によって集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん 等
13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの (コンクリート固形化物等)



ら排出されるのは…

1 排出

- 特別管理産業廃棄物保管基準
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- 特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿の記載

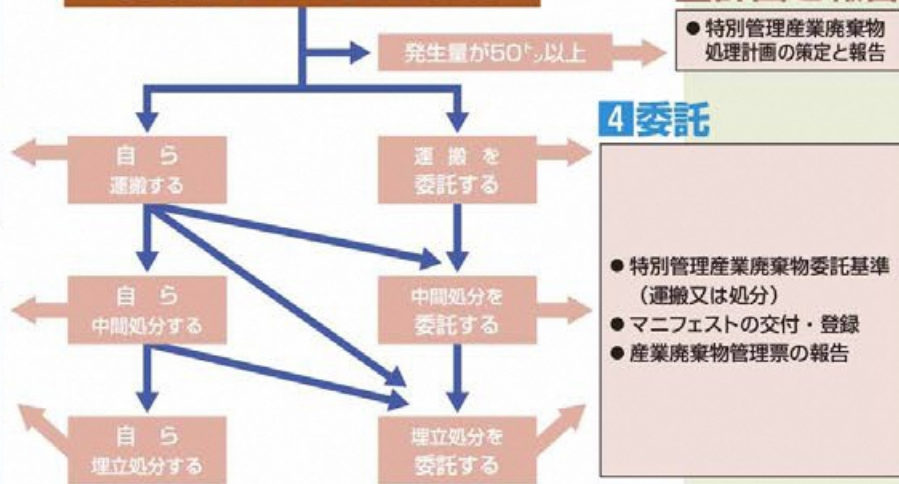
2 運搬

- 特別管理産業廃棄物処理基準 (収集・運搬)

3 処分

- 特別管理産業廃棄物処理基準 (処分)
- 産業廃棄物処理責任者の設置
- 技術管理者の設置
- 産業廃棄物処理実績報告書の提出
- 産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿の記載

特別管理産業廃棄物



5 計画と報告

- 特別管理産業廃棄物処理計画の策定と報告

4 委託

- 特別管理産業廃棄物委託基準 (運搬又は処分)
- マニフェストの交付・登録
- 産業廃棄物管理票の報告

特別管理産業廃棄物

人々の健康や生活環境に害を与えるおそれのある爆発性、毒性、感染性等のある産業廃棄物は特別管理産業廃棄物とされています

引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類であって引火点が70℃未満のもの
腐食性廃酸	廃酸であってpH2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ	廃アルカリであってpH12.5以上のもの
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される血液、使用済みの注射針等の感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含んだ廃油
PCB汚染物	PCBが塗布又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
廃水銀等	環境省令で定める廃水銀、廃水銀化合物及び環境省令で定める基準に適合しない廃水銀等を処分するために処理したもの
指定下水汚泥	環境省令で定める基準に適合しない下水道法施行令の規定により指定された汚泥及びこれを処分するために処理したもの
廃石棉等	建築物等から除去した飛散性の吹き付け石棉・石棉含有保温材及び、その除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石棉等
有害産業廃棄物	環境省令で定める基準に適合しない燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油及びこれを処分するために処理したもの

※有害産業廃棄物は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で、年1回は検査をしましょう。

※建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者に処理責任が一元化されています(⇒P5の参照)。

(参考) 排出する産業廃棄物の処理を委託する業者を探す方法

- 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (☎054-255-8285)
- 静岡県産業廃棄物処理業者WEB検索システム (http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sanpai_websearch.nsf/)
- 産廃情報ネット「さんぱいくん」 (<https://www2.sanpainet.or.jp/>)

1 産業廃棄物を排出するときは…

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が運搬されるまでの間、生活環境上支障のないように次の基準に従って保管しなければなりません。

〈法第12条第2項・第12条の2第2項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管基準は次のとおりです。（規則第8条・第8条の13）

(1) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。

掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。

- ①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
- ②保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（石綿含有産業廃棄物（※1）、水銀使用製品産業廃棄物（※2）又は水銀含有ばいじん等（※3）が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ③保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの

※1 石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）です。

※2 水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるものです。

※3 水銀含有ばいじん等とは、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は15mg/L）を超えて含有するものです。

(2) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第8条第2号ロ・規則第8条の13第2号ロ）で定める高さを超えないこと。
- 石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いや梱包等により石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
- 水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(3) 保管場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

(4) 保管場所は、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（※4）。

※4 感染性廃棄物、廃水銀等、基準不適合廃水銀等処理物又は基準適合廃水銀等処理物を保管する場合、その他の物が混入するおそれのないときは、産業廃棄物と一般廃棄物を混在して、保管することができます。



(5) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。

- 引火性廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
- 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリは、容器に入れ密閉するなど腐食防止に必要な措置
- PCB汚染物、PCB処理物は、腐食防止に必要な措置
- 廃石綿等は、梱包するなど飛散防止に必要な措置
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置
- 廃水銀等は、容器に入れて密封するなど飛散、流出、揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止に必要な措置

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を生ずる事業場の外において、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事（又は政令で定める市の長）に届け出なければなりません。

〈法第12条第3項、法第12条の2第3項〉

●届出が必要な産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）及び保管は次のとおりです。

（規則第8条の2・第8条の2の2・第8条の13の2・第8条の13の3）

◆産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

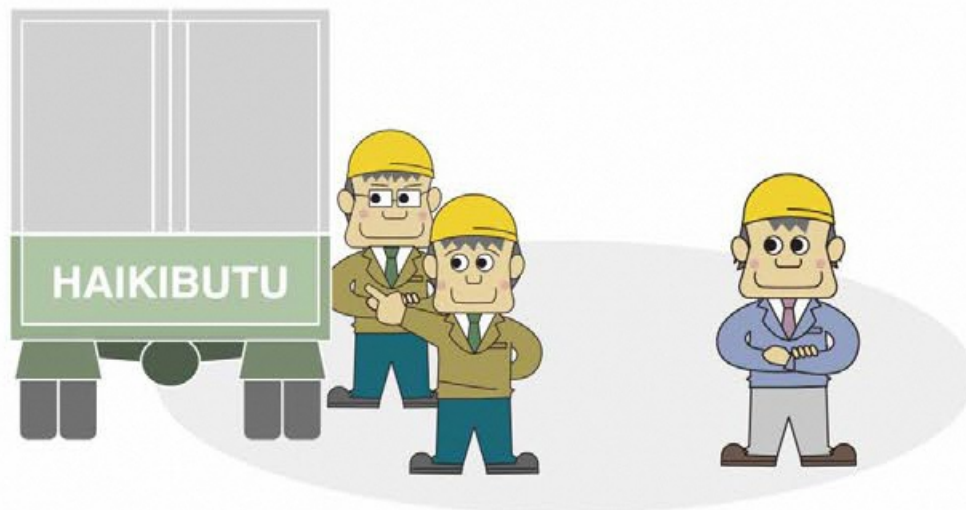
建設工事（法第21条の3第1項に規定されるもの）に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

◆保管

当該保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上である場所で行われる保管で次の場所を除く。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管
- 産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。「PCB特措法」という。）第8条の規定による届出（※）に関するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管

※PCB廃棄物等を保管している場合は、PCB特措法に基づく保管及び処分状況に関する都道府県知事（又は政令で定める市の長）への届出が必要です。



特別管理産業廃棄物を排出する事業場の設置者は、その処理に関する業務を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者を置き又は変更したときなどには、その旨を報告しなければなりません。

〈法12条の2第8項・第9項、細則第20条〉

●特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は次のとおりです。（規則第8条の17）

◆感染性産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士 2年以上、法第20条の規定する環境衛生指導員の職にあった者
大学、高等専門学校等において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を履修して卒業した者、 又はこれらと同等以上の知識を有すると認められる者

◆上記以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者

2年以上、法第20条の規定する環境衛生指導員の職にあった者				
大学の	理学、薬学、工学、農学の課程において	衛生工学、化学工学に関する科目を履修し卒業した後	2年以上	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において	上記以外の科目を履修して卒業した後	3年以上	
短期大学、高等専門学校等の	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において	衛生工学、化学工学に関する科目を履修し卒業した後	4年以上	
		上記以外の科目を履修して卒業した後	5年以上	
高等学校等において	土木科、化学科又はこれらに相当する学科を履修して卒業した後	理学、工学、農学又はこれらに相当する科目を履修して卒業した後	6年以上	
			7年以上	
10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者				
これらと同等以上の知識を有すると認められる者				

※公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を修了していれば、「同等以上の知識を有する者」と認めています（経歴の要件を満たしている場合でも、この講習を修了することが望ましい。）。

●特別管理産業廃棄物管理責任者の報告は次のとおりです。（細則第20条）

- (1) 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書（細則様式第22号）を、県（健康福祉センター）に提出しなければなりません（※）。
- (2) また、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった事業者は、速やかに、特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書（細則様式第23号）を、県（健康福祉センター）に提出しなければなりません（※）。

※静岡市・浜松市に事業場が所在する事業者の報告の要否は、各市に問い合わせてください。



特別管理産業廃棄物を排出する事業場の事業者は、帳簿を備え、これを5年間保存しなければなりません。

〈法第12条の2第14項〉

●特別管理産業廃棄物排出事業場の帳簿の記載事項等は次のとおりです。(規則第8条の18)

- (1) 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了していなければなりません。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。
- (3) 帳簿には特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載しなければなりません。

運 搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

産業廃棄物を排出する事業場の設置者は、事業場における産業廃棄物の適正な処理を確保するため、その事業場ごとに「産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

〈条例第8条〉

産業廃棄物管理責任者には資格要件はありません。ただし、その任務を遂行するため、産業廃棄物の処理についてある程度の知識があり、その事務についての権限を有している者であることが必要となります。産業廃棄物管理責任者を届け出る必要はありません。

2 産業廃棄物を自ら運搬するときは…

排出事業者は、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を運搬する場合は、次の基準に従わなければなりません。

〈法第12条第1項・第12条の2第1項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集・運搬の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第1号・第6条の5第1項第1号）

運搬

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないものでなければなりません（ただし、運搬用パイプラインは、原則として、特別管理産業廃棄物の収集運搬に使うことはできません）。
- (4) 船舶を用いて収集運搬を行う場合には、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬のための船舶である旨及び事業者の氏名又は名称をその船体の両側に見やすいように表示し、当該事業者の事業の用に供する船舶であることを証する書面を備え付けておかなければなりません。
- (5) 収集運搬を行う運搬車の車体の両側面に産業廃棄物を運搬する車両である旨及び事業者の氏名又は名称を表示し、運搬車であることを証する書面を備え付けておかなければなりません。
- (6) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が破碎することのないような方法で、かつその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (7) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません。また、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません（※）。

※感染性廃棄物、廃水銀等、基準不適合廃水銀等処理物又は基準適合廃水銀等処理物を運搬する場合、その他の物が混入するおそれのないときは、産業廃棄物と一般廃棄物を混在して、運搬することができます。

- (8) 収集運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物の種類と取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、これを携帯しなければなりません（ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りではありません）。
- (9) 感染性産業廃棄物は必ず運搬容器に収納して収集運搬しなければなりません。この運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造でなければなりません。



運搬の際の積替え

- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の積替え場所であることを表示がされている場所で行わなければなりません。
特別管理産業廃棄物の場合には、次の事項を表示しなければなりません。
 - 特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
 - 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (2) 積替え場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。
 - 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (3) 積替え場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (4) 積替え場所は、特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（※）。
※ 感染性廃棄物、廃水銀等、基準不適合廃水銀等処理物又は基準適合廃水銀等処理物を積替える場合、その他の物が混入するおそれのないときは、産業廃棄物と一般廃棄物を混在して、積替えることができます。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。
 - 引火性廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
 - PCB汚染物、PCB処理物は、腐食防止に必要な措置
 - 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置

運搬の際の保管

- (1) 保管は、積替えを行う場合を除き行うことはできません。なお、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物を除く特別管理産業廃棄物の場合には、次の基準に適合する積替えの場合に限り保管を行うことができます。
 - あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (2) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。
 掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。
 - ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
 - ② 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの
 - ⑤ 積替えのための保管上限の数量

- (3) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。
- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第1条の6）で定める高さを超えないこと。
 - 石棉含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 保管場所には、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。
- (5) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の数量は、当該保管場所の1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにしなければなりません（船舶を用いて産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を運搬する場合であって、当該産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に係る当該船舶の積載量が、積替えのための保管上限を上回るときを除きます。）。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (6) 保管場所は、特別管理産業廃棄物にその他の物が混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（※）。

※ 感染性廃棄物、廃水銀等、基準不適合廃水銀等処理物又は基準適合廃水銀等処理物を保管する場合、その他の物が混入するおそれのないときは、産業廃棄物と一般廃棄物を混在して、保管することができます。

- (7) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。
- 引火性廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
 - PCB汚染物、PCB処理物は、腐食防止に必要な措置
 - 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置





3 産業廃棄物を自ら処分するときは…

排出事業者は、自ら産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を処分する場合は、次の基準に従わなければなりません。

（処理施設が、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（18頁参照）に該当する場合）
 には、都道府県知事（又は政令で定める市の長）の許可が必要です。

〈法第12条第1項・第12条の2第1項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の中間処分の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第2号・第6条の5第1項第2号）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に掲示板（60×60cm以上）を設置しなければなりません。
 掲示板には、次の事項を記入しなければなりません。
 - ①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所である旨
 - ②保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先
 - ④容器を用いずに屋外で保管する場合は積み上げられた高さのうち最高のもの
 - ⑤処分のための保管上限の数量
- (4) 保管場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発生しないように必要な措置を講じなければなりません。
 - 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の高さが環境省令（規則第1条の6）で定める高さを超えないこと。
 - 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (5) 保管場所は、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。
- (6) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理施設において適正な処分を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはいけません。
- (7) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の数量は、処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければなりません。処理施設の定期点検等の場合には例外措置があります（規則第7条の8）。

- (8) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を焼却（熱分解）する場合は、環境省令（規則第1条の7・第1条の7の2）で定める構造を有する焼却（熱分解）設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却（熱分解）しなければなりません。
- (9) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、環境大臣が定める方法により行わなければならない。
- (10) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければならない。

- (11) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければならない（特別管理産業廃棄物の種類により、環境大臣が定める処分方法があります。）。
- (12) 積替え場所は、特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じなければなりません（※）。

※感染性廃棄物、廃水銀等、基準不適合廃水銀等処理物又は基準適合廃水銀等処理物を保管する場合、その他の物が混入するおそれのないときは、産業廃棄物と一般廃棄物を混在して、保管することができます。

- (13) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じなければなりません。
- 引火性廃油、PCB汚染物及びPCB処理物は、容器に入れて密閉するなど揮発防止に必要な措置及びこれらが高温にさらされないために必要な措置
 - PCB汚染物及びPCB処理物は、腐食防止に必要な措置
 - 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密閉するなど腐敗防止に必要な措置

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の埋立処分の基準は次のとおりです。

（令第6条第1項第3号・第6条の5第1項第3号）

（埋立処分を行う最終処分場は、全て都道府県知事（又は政令で定める市の長）の許可が必要です。）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散、流出しないようにし、悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 埋立地には、ねずみや害虫が発生しないようにしなければなりません。
- (4) 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分の場所（有害な産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされた場所で行わなければならない。
- (5) 安定型産業廃棄物（※）以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用して行うことはできません。

※安定型産業廃棄物とは、以下のものをいいます。

- ・ 廃プラスチック類（自動車等破砕物、鉛はんだ使用廃プリント配線板等政令で定めるものを除く。）
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず（自動車等破砕物、鉛はんだ使用廃プリント配線板等政令で定めるものを除く。）
- ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード等政令で定めるものを除く。）
- ・ がれき類

- (6) 安定型産業廃棄物最終処分場では、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入・付着するおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。また、工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、十分な選別と分別により、熱しゃく減量5%以下とした後に埋め立てなければならない。



- (7) 有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行わなければなりません。
- (8) 有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講じなければなりません。
- (9) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類に応じて、環境省令で定める基準や環境大臣が定める基準に従って埋立処分しなければいけません（令第6条第1項第3号ホーム・第6条の5第1項第3号ハーナ）。
- (10) 埋立処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆わなければなりません。

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (11) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「産業廃棄物処理責任者」を置かなければなりません。〈法第12条第8項〉

産業廃棄物管理責任者には、特に資格要件はありません。ただし、その任務を遂行するため、産業廃棄物の処理についてある程度の知識があり、その事務についての権限を有している者であることが必要となります。産業廃棄物管理責任者を届け出る必要はありません。

処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、「技術管理者」を置かなければなりません。〈法第21条〉

●技術管理者の資格は次のとおりです。（規則第17条）

技術士法第2条第1項に規定する技術士	化学部門、水道部門、衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者
	上記以外の者であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者（▶P10参照）	
これらと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	

※一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者に関する講習を修了していれば、「同等以上の知識及び技能を有する者」と認めています（経歴の要件を満たしている場合でも、この講習を修了することが望ましい。）。

〈法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設〉

取り扱う産業廃棄物の種類、処理施設及び処理能力により、都道府県知事（又は政令で定める市の長）の許可を受けなければならない産業廃棄物処理施設のことをいいます（令第7条）。

なお、産業廃棄物処理施設は、環境省令で定める技術上の基準及び自らの維持管理計画に従って、設置及び維持管理を行わなければなりません。

産業廃棄物の種類	処理施設	処理能力
汚泥	脱水施設	10m ³ 超/日
	乾燥施設	10m ³ 超/日(天日乾燥は100m ³ 超/日)
	焼却施設	5m ³ 超/日又は200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
廃油	油水分離施設	10m ³ 超/日
	焼却施設	1m ³ 超/日又は200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
廃酸・廃アルカリ	中和施設	50m ³ 超/日
廃プラスチック類	破砕施設	5t超/日
	焼却施設	100kg超/日又は火格子面積2m ² 以上
木くず・がれき類	破砕施設	5t超/日
水銀・カドミウムなどの物質を含む汚泥	コンクリート固化施設	全 て
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	//
廃水銀等	硫化施設	//
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物	分解施設	//
廃石綿等・石綿含有産業廃棄物	熔融施設	//
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	焼却施設	//
廃PCB等・PCB処理物	分解施設	//
PCB汚染物・PCB処理物	洗浄施設又は分離施設	//
産業廃棄物(汚泥・廃油・廃プラスチック・廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物を除く。)	焼却施設	200kg以上/時間又は火格子面積2m ² 以上
産業廃棄物	最終処分場	全 て

- i) これらの施設について、処理する産業廃棄物の種類、処理能力、位置や構造、維持管理計画を変更する場合には、知事（又は政令で定める市の長）の許可が必要です。また、これら以外の変更を行う場合にも知事（又は政令で定める市の長）に届出を提出する必要があります。
- ii) これらの施設を譲り受け又は借り受けるときは、知事（又は政令で定める市の長）の許可が必要です。
- iii) これらの施設を設置している法人が合併または分割するとき、知事（又は政令で定める市の長）の認可が必要な場合があります。
- iv) これらの施設を相続したときは、知事（又は政令で定める市の長）への届出が必要です。
- v) 施設の稼働（予定）時間が8時間未満の場合には、1時間あたりの処理能力を8倍して1日当りの処理能力を計算します。
- vi) 一般廃棄物を処理する場合には、別途許可が必要です。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（※）を設置している事業者は、定期的に都道府県知事（又は政令で定める市の長）の検査を受けなければなりません。また、維持管理に係る計画及び状況をインターネットその他の方法により公表しなくてはなりません。

〈法第15条の2の2第1項・第15条の2の3第2項〉

※法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。

- 定期検査は、使用前検査又は直近において行われた定期検査のいずれか遅い日から5年3か月以内に受けなければなりません。（規則第12条の5の3）
- 公表する情報は、月ごとの産業廃棄物の処分量や水質検査結果等の維持管理状況に関する情報です。（規則第12条の7の2）
- 公表する期間は、公表情報に応じて規定される日から起算して3年間です。（規則第12条の7の3）



法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、毎年、処理実績報告書を提出しなければなりません。

〈細則第21条〉

●産業廃棄物処理実績報告書は次のとおりです。(細則第21条)

産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理実績報告書(細則様式第24号)を、県(健康福祉センター)に提出しなければなりません(※)。

※静岡市・浜松市に事業場が所在する事業者の報告の要否は、各市に問い合わせてください。

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設を設置している事業者又は事業場の外において自ら処分若しくは再生を行う事業者は、帳簿を備え、これを5年間保存しなければなりません。

〈法第12条第13項〉

●産業廃棄物処理施設設置事業場の帳簿の記載事項等は次のとおりです。(規則第8条の5)

- (1) 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了していなければなりません。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。
- (3) 帳簿には、事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載しなければなりません。

運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	<p>運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、それぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。</p>

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は令24条第2号に定める施設を設置している事業者は、その施設において事故が発生し、生活環境保全上の支障が生じたとき(おそれがあるときを含む。)は、直ちに、応急措置を講ずるとともに、速やかに都道府県知事(又は政令で定める市の長)に届け出なければなりません。

〈法第21条の2第1項〉

安定型最終処分場・管理型最終処分場を設置している事業者は、埋立終了までの間、毎年、維持管理積立金を積み立てなければなりません。

〈法第15条の2の4〉

4 産業廃棄物の処理を委託するときは…

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者に委託し、次の基準に従わなければなりません。

また、発生から最終処分までの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

〈法第12条第5項～第7項・第12条の2第5項～第7項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託基準は次のとおりです。（令第6条の2・第6条の6）

(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬は、他人の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分は、他人の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

(2) 運搬又は処分の委託契約は書面により行わなければなりません。また、委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていなければなりません。

- ①委託する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び数量
- ②委託契約書の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者が産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者）又は産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者）である場合にはその事業の範囲
- ⑤委託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正処理のために必要な情報
 - 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の性状及び荷姿に関する事項
 - 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マークの表示に関する事項
 - ・廃パーソナルコンピュータ・廃ユニット形エアコンディショナー
 - ・廃テレビジョン受信機・廃電子レンジ・廃衣類乾燥機・廃電気冷蔵庫・廃電気洗濯機
 - 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
 - 取り扱う際に注意すべき事項
- ⑥委託契約の有効期間中に前号の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
- ⑦受託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ⑧委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の取扱いに関する事項
- ⑨運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地



- ⑩ 運搬を委託するときで、受託者が委託契約に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の積替え又は保管を行う場合には、
- 積替え又は保管の場所の所在地
 - 保管できる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類
 - 積替えのための保管上限
 - 安定型産業廃棄物を委託する場合は、積替え保管場所で他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ⑪ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときはその旨
- ⑫ 処分を委託するときは、処分の場所の所在地、処分方法及び施設の処理能力
- ⑬ 中間処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- (3) 委託契約書には、次の書面を添付しなければなりません。
- A 運搬を委託するとき**
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証の写し（出発地と到着地のもの）
- B 処分を委託するとき**
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可証の写し
- (4) 委託契約書及び添付書面は、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。
- (5) 運搬又は処分の再委託を承諾している場合には、次の事項を記載した書面の写しを5年間保存しなければなりません。なお、再委託は、原則として禁止されています。
- ① 委託した産業廃棄物の種類及び数量
 - ② 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
 - ③ 承諾の年月日
 - ④ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

特別管理産業廃棄物の場合には、さらに次の基準に従わなければなりません。

- (6) 運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知しなければなりません。
- ① 特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 - ② 取り扱う際に注意すべき事項



収集運搬業者、処分業者とそれぞれ委託契約を結びましょう（2者契約）。
契約にあたっては、必ず許可証を確認しましょう。

※ 県外へ産業廃棄物を搬出する際に、搬出先の都道府県市との事前協議が必要な場合があります。

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を委託する場合には、委託先を実地に確認しなければなりません。

〈条例第10条、条例施行規則第4条・第5条〉

●委託先の現地確認については次のとおりです。

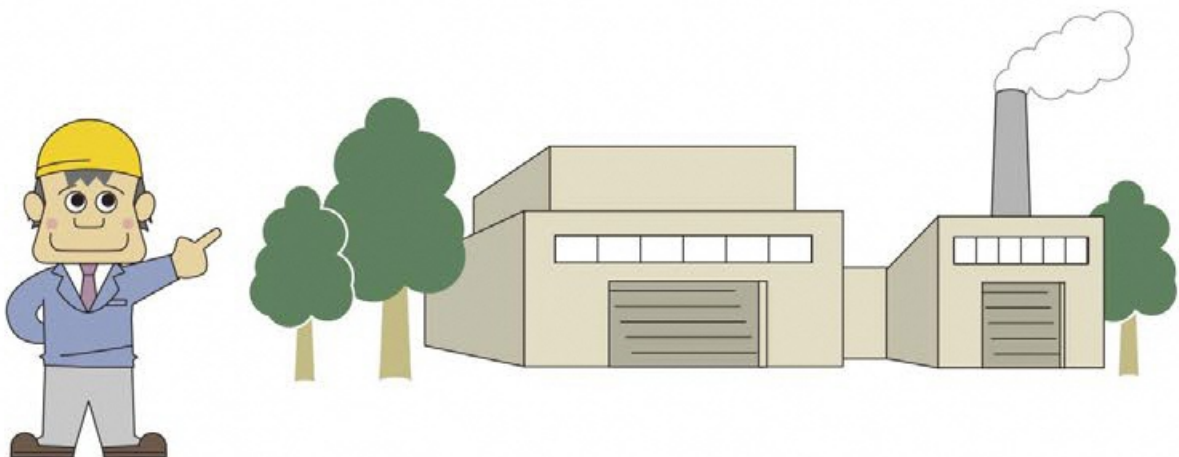
◆現地確認を行う者

- 産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者に委託する排出事業者
- 保管を伴う産業廃棄物の運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託する排出事業者

◆現地確認の方法等

実施時期	委託しようとするとき 委託した後	委託する前に実施 1年に1回以上定期的に実施
対象施設	実際に処理が行われる処理施設（積替え保管施設又は中間処理施設若しくは最終処分場）	
確認内容	委託した産業廃棄物が処理される施設の状況 産業廃棄物の処理状況 帳簿等の書類の保存状況（委託後の現地確認時）	
記録	現地確認の結果、確認年月日及び確認を行った者の氏名を記録（指定様式なし）し、記録した日から5年間保存（報告不要）	
現地確認の義務免除	優良認定業者（※）に委託する場合や、処理の委託時にマニフェストの交付（又は登録）を要しない場合は条例における確認の義務は免除されますが、適切な処理が行われることを確認してください。	

※優良認定業者とは、都道府県知事（又は政令で定める市の長）が、遵法性や財務体質の健全性、ISO14001やエコアクション21の認証等の通常の許可基準よりも厳しい基準に適合しているとして認定した産業廃棄物処理業者です。
優良認定業者は産廃情報ネット「さんばいくん」（<https://www2.sanpainet.or.jp/>）や優良さんばいナビ（<https://www3.sanpainet.or.jp/>）等で確認することができます。





排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に対し、マニフェストを交付（又は登録）し、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません。

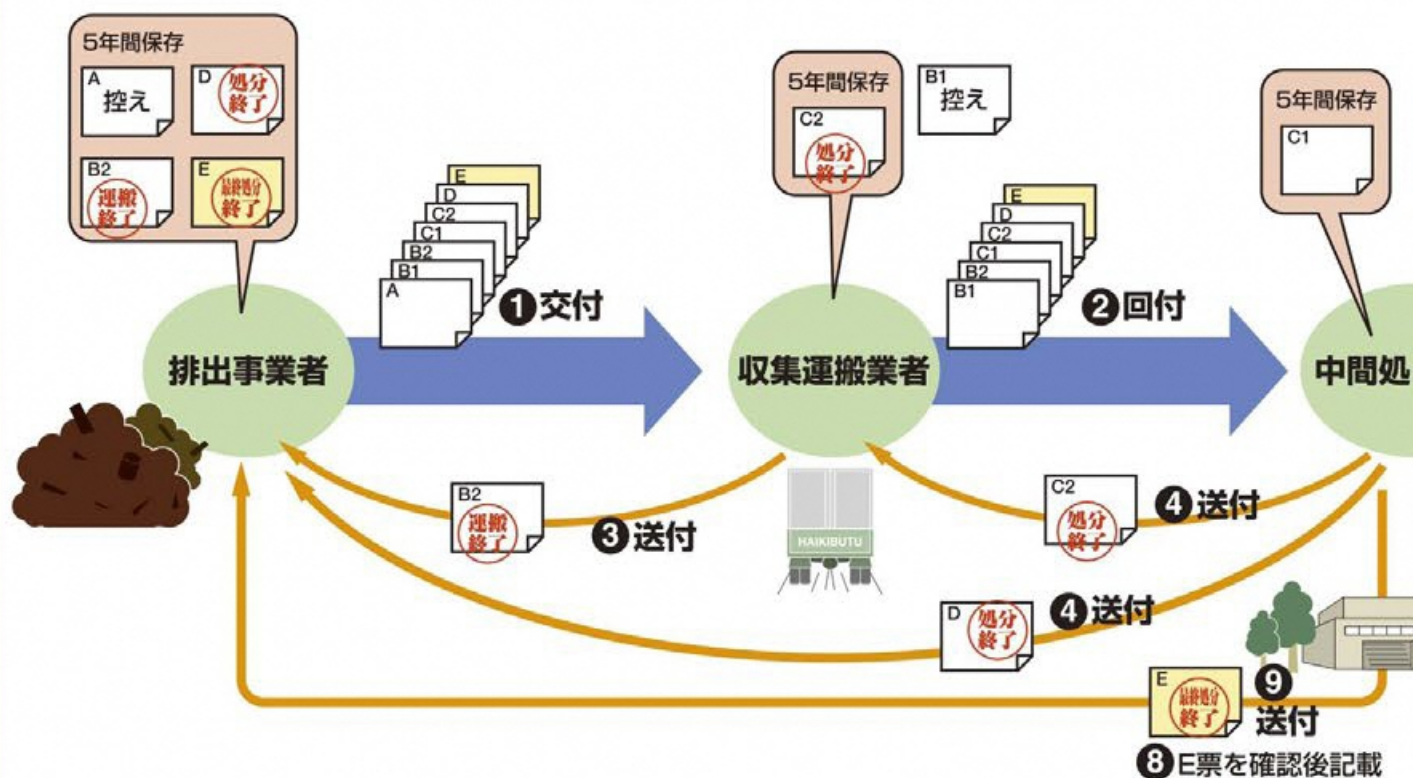
〈法第12条の3・第12条の5〉

- マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストとがあります。排出事業者は、これらのいずれかを選択して使用しなければなりません。
- 排出事業者の義務は次のとおりです。

	紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）	電子マニフェスト
交付又は登録	交付 ・産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付（又は登録） ・マニフェストに実際に委託する産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が正しく記載されていることを確認	インターネットで登録
確認	運搬受託者又は処分受託者から送付されるマニフェストの写しで確認	インターネットで確認（報告期限を注意喚起するお知らせメールが届く。）
	次のいずれかの場合には、運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、30日以内に措置内容等報告書（紙マニフェストの場合は規則様式第4号、電子マニフェストの場合は規則様式第5号）により都道府県知事に報告	
	① マニフェスト交付（又は登録）の日から90日（特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの場合は60日）以内に運搬受託者又は処分受託者からマニフェストの写しの送付を受けないとき。（又は終了の報告を受けていない通知を受けたとき。） ② マニフェスト交付（又は登録）の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき（又は終了の報告を受けていない通知を受けたとき。） ③ 記載漏れ又は嘘偽記載のマニフェストの写しの送付をうけたとき（又は虚偽の内容の通知を受けたとき。） ④ 運搬受託者又は処分受託者から処理困難通知を受けた場合において、運搬受託者又は処分受託者から運搬又は処分が終了した旨のマニフェストの写しの送付を受けていないとき。	
保存	マニフェストを交付した日又はマニフェストの送付を受けた日から5年間保存	不要（マニフェスト情報の保存は情報処理センターが行う。）
交付状況報告	毎年4月から翌年3月までの1年間に交付したマニフェストの状況を6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書（規則様式第3号）により都道府県知事（又は政令で定める市の長）に報告（⇒P27参照）	不要（都道府県（政令市）への報告は情報処理センターが行う。）

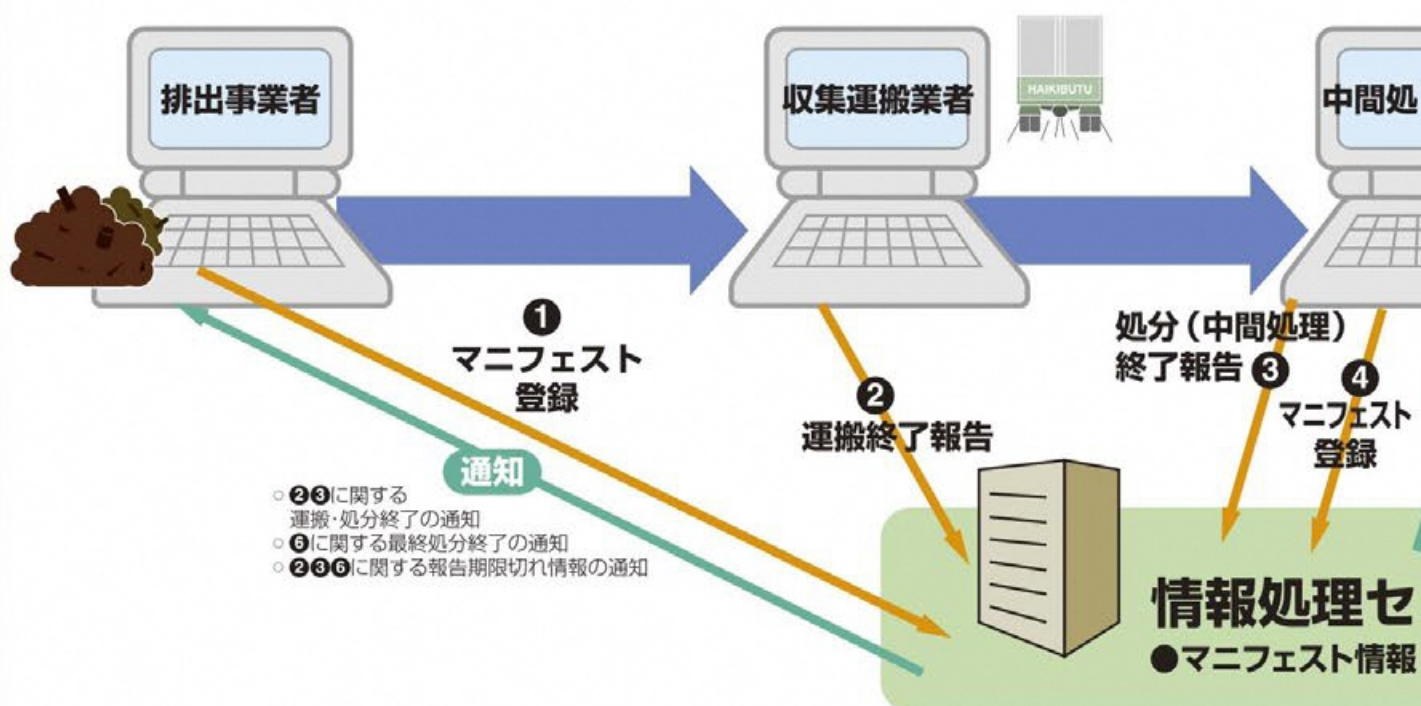
電子マニフェストを活用することで、事務処理の効率化、法令遵守につながるため、電子マニフェストの利用を検討してください。

紙manifestoの流れ

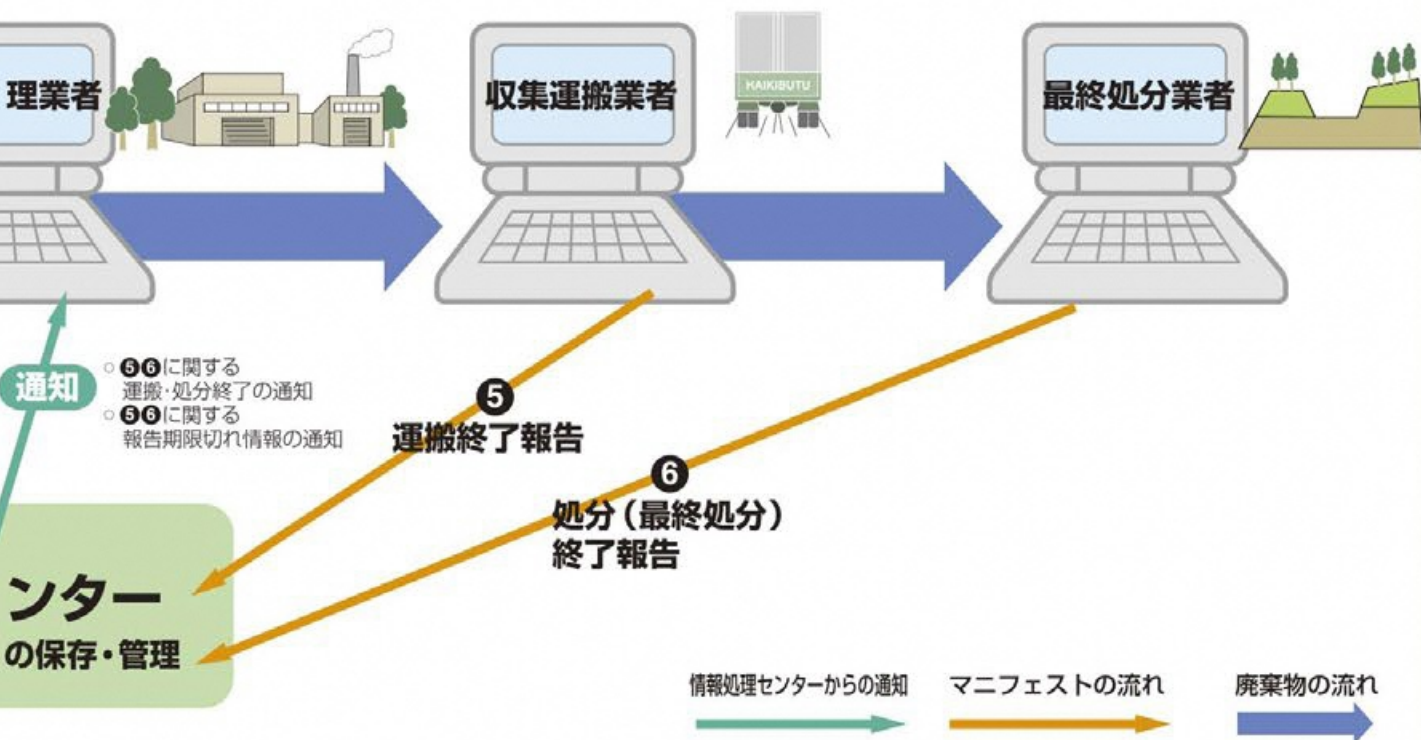
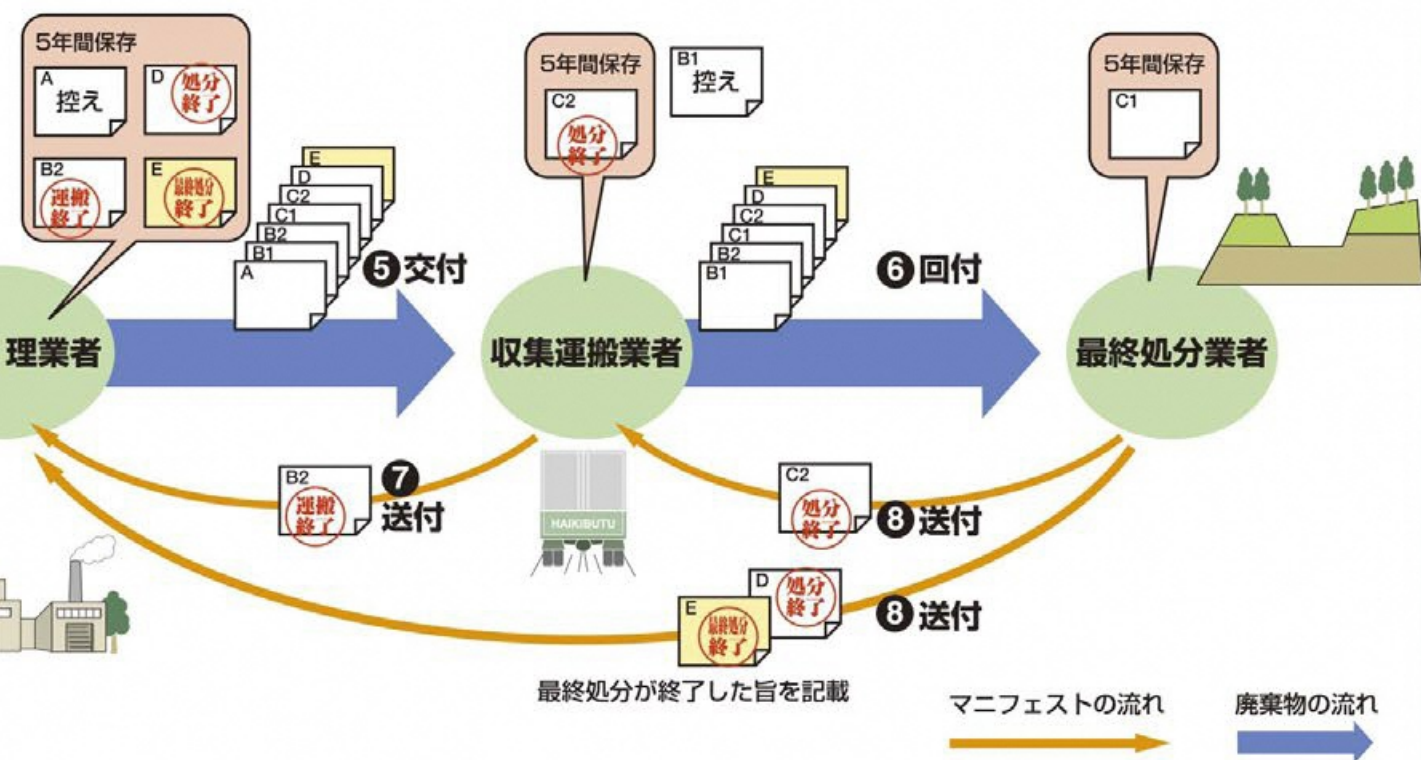


●産業廃棄物の引き渡しと同時に交付、運搬又は処分の終了後10日以内に送付

電子manifestoの流れ



●産業廃棄物を引き渡した後3日以内に登録、運搬又は処分終了後3日以内に登録 (予約登録や収集運搬業者による仮登録(現場登録支援機能)も利用可能)



紙マニフェストの記載例

交付年月日
排出業者の名称・住所等
委託する廃棄物の種類 (※納付済産業廃棄物等が含まれる場合はその旨を記載)
廃棄物の分別コード番号は電子マニフェストと共通です。
最終処分を行う場所の所在地
最近処分を行う予定先の事業場の所在市町村名及び事業場の名称など(委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が焼却処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければなりません。最終処分の予定地が複数である場合は、別途委託契約書に記載されたとおりと記載し、これを省略することができます。)

運搬業者の名称・住所等
処分業者の名称・住所等
運搬業者の名称及び運搬担当者の受領確認 (運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します。)

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。
チェックディジットはコンピューターへの
キー入力等におけるエラー検出に利用します。

交付担当者の氏名
(事業者の氏名又は名称ではなく、実際に交付を担当した従業員の氏名)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	交付番号	21626878022	別紙番号	交付種別	品名
排出業者	名称	住所	電話番号	所在地	電話番号
委託する廃棄物の種類	分別コード	数量(及び単位)	備考	備考	備考
最終処分を行う場所の所在地	市町村	事業場名称	事業場住所	事業場電話番号	事業場所在地
運搬業者	名称	住所	電話番号	所在地	電話番号
処分業者	名称	住所	電話番号	所在地	電話番号
運搬業者の名称及び運搬担当者の受領確認	運搬業者	運搬担当者	受領確認	受領確認	受領確認

廃棄物を排出した
事業場の名称・所在地等

数量 (重量・体積・個数など)

荷姿 (バラ・ドラム缶、ポリ容器など)

運搬や処分する際の注意事項

運搬先の事業場の名称・住所等

別紙部は、A票では記入の必要がありません。

「運搬の委託」「処分受託」欄に、
それぞれの担当者が産業廃棄物を受領した際、氏名と会社名を記入

受領者 (有) △△環境 中田○介 受領日
受領者 (有) ○○有機(株) 佐藤○作 受領日

引き渡しの際には…

- ・A票に必要事項を記入します。
- ・運搬の受託欄に会社名・担当者の氏名が記入されたことを確認した後に、控え「A票」を受け取り、確実に保存します。

「B2票」「D票」「E票」が戻ったときに、「A票」のこの欄に日付を記入します。
※建設系廃棄物には、専用の「建設系産業廃棄物マニフェスト」もあります。

紙マニフェスト購入等の問合せ先
(公社) 静岡県産業廃棄物協会 (☎054-255-8285)

委託

電子マニフェストの登録画面

登録画面

新規登録
登録

排出業者情報
委託する廃棄物の種類
最終処分を行う場所の所在地
運搬業者情報
処分業者情報
運搬業者の名称及び運搬担当者の受領確認

産業廃棄物
情報入力画面

産業廃棄物の種類・数量等を入力します

排出事業者は数量の確定者 (排出事業者、収集運搬業者、処分業者) を選択できます

産業廃棄物の種類
リスト画面

品名	分別コード	数量(及び単位)	備考
...

入力パターン
リスト

頻繁に利用するマニフェスト情報はパターンとして登録できます

入力パターン選択

排出事業場
リスト

複数の排出事業場を設定して管理できます

排出事業場設定

電子マニフェスト利用等の問合せ先
情報処理センター ((公財) 日本産業廃棄物処理振興センター)
(☎03-5275-7023) (<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>)

6 多量の産業廃棄物を排出したときは…計画と報告

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トﾝ以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トﾝ以上）である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画を作成し、都道府県知事（又は政令で定める市の長）に提出しなければなりません。また、翌年度には、その実施状況を報告しなければなりません。

〈法第12条第9項～第11項・第12条の2第10項～第12項〉

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画については次のとおりです。

（規則第8条の4の5～7・第8条の17の2～4）

	処理計画書	実施状況報告書
報告をする者	○前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トﾝ以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トﾝ以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）	○前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出した多量排出事業者
報告内容	○産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の減量、その他その処理に関する計画	○前年度提出した処理計画書の実施状況
報告様式	○産業廃棄物処理計画書（規則様式第2号の8） ○特別管理産業廃棄物処理計画書（規則様式第2号の13）	○産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規則様式第2号の9） ○特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規則様式第2号の14）
報告期限	○当該年度の6月30日まで	
公表	○インターネット上に公表	



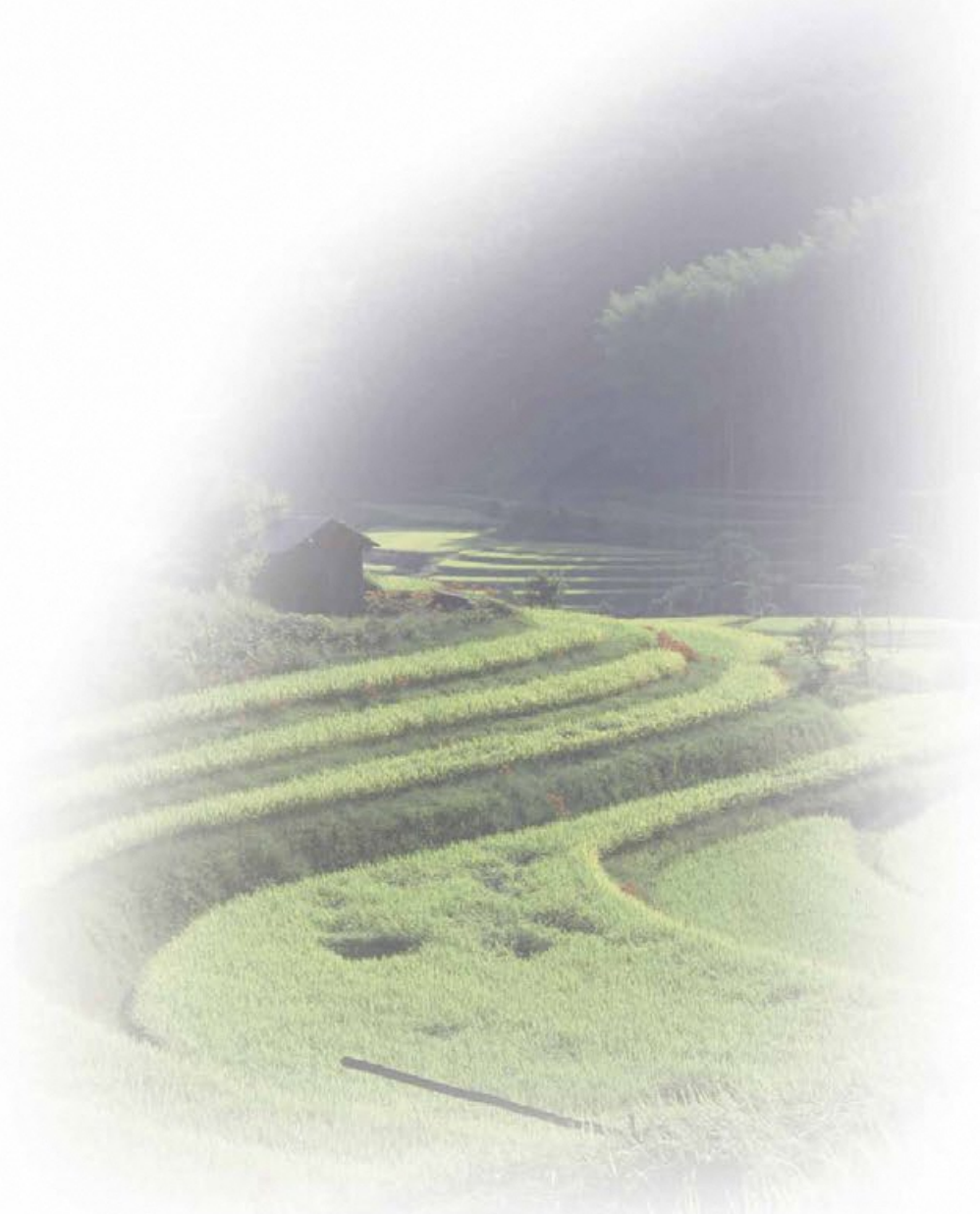


7 不法投棄等を利用されないための土地の適正管理

土地を所有、占有又は管理する排出事業者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われな
いようにするため、その土地を適正に管理する義務があります。

〈法第5条第2項、条例第6条・第18条・第19条〉

- 土地を他人に使用させる場合は、あらかじめその使用方法を、また定期的にその使用状況を確認しなければなりません。
- その土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。



産業廃棄物に関する相談先



名称	電話番号	所在地	管轄地域
環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-2423	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	

問合せ、産業廃棄物処理施設の設置等

賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053	〒415-0016 下田市中531-1	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町 松崎町・西伊豆町
東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市 富士市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市 函南町・清水町・長泉町・小山町
中部健康福祉センター 環境課	054-644-9288	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町 川根本町
西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2248	〒438-8622 磐田市見付3599-4	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市 菊川市・森町

管轄地域における問合せ、報告、産業廃棄物処分量・収集運搬業等

静岡市 廃棄物対策課	054-221-1363	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	静岡市
浜松市 産業廃棄物対策課	053-453-6110	〒432-8023 浜松市中区鴨江3丁目1-10	浜松市

静岡市・浜松市における問合せ、報告、産業廃棄物処分量・収集運搬業、産業廃棄物処理施設の設置等

不法投棄110番	054-221-3810	さんばいゼロ 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 環境局廃棄物リサイクル課内	
----------	---------------------	-----------------------------------------------------	--

廃棄物の不法投棄を発見したときの情報提供



静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2423

静岡県廃棄物リサイクル課のホームページ(様式の入手等はこちら)

静岡県廃棄物リサイクル課

検索

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/>